

御幸公園梅香事業推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 御幸公園梅香事業実施要綱第3条に基づき、御幸公園梅香事業（以下「梅香事業」という。）を地域住民を中心とした様々な主体が協働して推進するため、御幸公園梅香事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、梅香事業の推進に関することについて協議する。

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 推進会議には、委員長、副委員長及び顧問を置くものとする。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 顧問は、幸区長とする。
- 7 推進会議は、顧問に意見を求めることができる。
- 8 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進会議)

第4条 委員長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、推進会議に出席できないときは、その指名する者を代理で推進会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、幸区役所道路公園センターに置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	所属団体等
1	幸区町内会連合会
2	幸区老人クラブ連合会
3	幸区子ども会連合会
4	幸観光協会
5	幸区文化協会
6	企業
7	学校

顧問	区長
----	----